

介護保険システム等標準化検討会 （第1回）

令和7年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和7年5月30日

事務局提出資料

1. 令和7年度に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書第4.1版を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下です。

No	検討事項	見直し契機	関連箇所	改定予定時期
1	介護分野におけるDXの推進への対応 (介護保険部会での議論等を踏まえた適合基準日の見直しに関する検討状況、 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の内容等を踏まえた対応 等)	制度改正	2頁	令和7年8月
2	介護保険料等における基準額の調整(令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額) の支給額が809,000円と80万円を超えること)に伴う対応	制度改正	3頁	令和7年8月
3	被保険者証等における記載事項変更(総合事業の名称変更や、刑法改正に伴う対 応等の整備政省令の通知に合わせた)対応	制度改正	4頁	令和7年8月
4	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)における所得税の基礎控除 の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ(55万円を65万円に引き上げ) に伴う対応 ※ 令和8年度分以後の個人住民税について適用	制度改正	5頁	令和7年8月
5	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定)における扶養控除の見直し (33万円を12万円に引き下げ)に伴う対応 ※ 令和9年度分以後の個人住民税について適用	制度改正	6頁	令和8年1月
6	高額合算自動償還への対応 ※令和6年度からの継続検討事項 (「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書 交付申請書」への項目追加に伴う対応)	制度改正	—	令和7年度中

- ・令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応として、追加される事務手続きについて国がプリセットの対応を行うことにより、帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。
- ・高額療養費制度の見直しに伴う、高額介護(予防)サービス費や高額医療合算介護(予防)サービス費等の自己負担額上限額の見直しについて、管理項目や帳票レイアウト等に影響が出る場合は、所要の見直しが発生する可能性があります。
- ・上記の他に、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しも予定しています。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」の概要は以下のとおりです。介護保険部会での議論等を踏まえた適合基準日の見直しに関する検討状況や、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の内容等を踏まえ、2026年度(令和8年度)からの全国実施に向け、標準仕様書へ必要な反映を行い、改定する予定です。

今後のスケジュール(案)

- 市町村による介護情報基盤へのデータ送信を円滑に行うためにはデータ送信にかかる期間を十分に確保する必要があることを踏まえ、**介護情報基盤との連携を含めた介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村による介護情報基盤へのデータ送信については、令和8年度以降順次開始することとしてはどうか。**
また、データ送信が完了し、情報の共有が可能となる市町村においては、可能な限り早く利活用を開始できることが望ましいと考えられることから、**介護情報基盤経由での情報共有については、データ送信が完了した市町村から順次開始することとしてはどうか。**
- 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和8年度以降とする方向で引き続き検討することとしてはどうか。**



【出典】社会保障審議会介護保険部会(第118回)(令和7年3月17日)資料2

16

事務連絡
令和7年3月31日

各 都道府県介護保険担当課(室) 御中
市町村介護保険担当課(室)

厚生労働省老健局 老人保健課
介護保険計画課

「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」について

平素より、介護保険行政の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
介護保険システムの標準仕様書については、令和6年8月に公開された第4.0版において、介護分野におけるDXの推進への対応として、介護情報基盤と連携する機能要件の追加等が行われ、令和7年1月に公開された第4.1版において、当該機能要件について、「連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」に準拠すること」とされたところです。

また、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」(現時点版)について(令和6年8月30日付け厚生労働省老健局老人保健課・介護保険計画課事務連絡)において、令和6年8月時点版をお示したところです。

今般、別添のとおり、公益社団法人国民健康保険中央会において「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」が策定されましたので、関係機関への周知をお願いします。都道府県におかれましては、管内の広域連合及び関係する一部事務組合への情報提供をお願いします。

なお、介護保険システムの標準仕様書【第4.1版】に記載されている「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」については、当面の間、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」と読み替えてご対応ください。

【出典】事務連絡「「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」について」(令和7年3月31日)

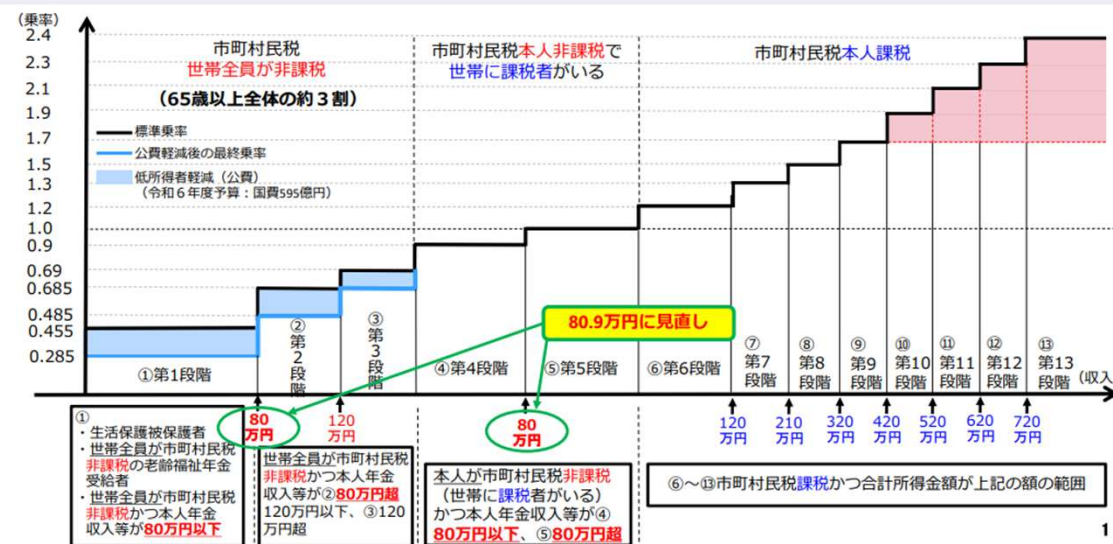
「介護分野におけるDXの推進への対応」は、適用基準日の見直しに関する検討状況等を踏まえ、所要の改定を行う予定です。

3. 検討論点2の概要について

- 検討論点2「介護保険料等における基準額の調整に伴う対応」の概要は以下のとおりです。
(令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が809,000円と80万円を超えること)

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金(満額)の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
(第1、第2、第4、第5段階) ※ 基準設定時(平成17年度)の老齢基礎年金(満額)の支給額: 794,500円/年
- 今般、令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする。**(令和7年4月施行予定)
- ※ 高額介護(予防)サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置(令和7年8月施行予定)



【出典】社会保障審議会介護保険部会(第116回)(令和6年12月23日)資料5より

「介護保険料等における基準額の調整に伴う対応」のうち、保険料に関する機能要件の影響箇所は無い見込み、高額介護(予防)サービス費、補足給付に関する基準見直しは、機能要件や帳票レイアウトに影響がある見込みで、事務連絡等の内容をもとに所要の改定を行う予定です。なお、データ要件・連携要件は令和7年2月の改定(第6.0版)にて反映済となっております。

老 発 0122 第 2 号
令和 7 年 1 月 22 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)

介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第11号)が本日別添のとおり公布され、本年4月1日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

介護保険の第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の保険料は、政令で定める基準
に定め、各都道府県で定める標準額と見直し額を算定する。

(中略)

第2 改正の内容

介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額を見直すこと。(施行令第38条及び第39条関係)

第3 施行期日

令和7年4月1日

【出典】介護保険最新情報Vol.1347「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)」(老発0122第2号 令和7年1月22日)

4. 検討論点3の概要について

○ 検討論点3「被保険者証等における記載事項変更対応」の概要は以下のとおりです。

①総合事業の名称変更

老 発 0805 第 3 号
令和 6 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

老 発 0805 第 4 号
令和 6 年 8 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

標記の事業については、平成27年6月5日老発0605第5号本職通知の別紙「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により行われているところであるが、今般、ガイドラインの一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

②刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知

拘禁刑創設の趣旨		令和7年4月1日 法務省矯正局
懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）		
⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更		
改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）	
○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して <u>所定の作業を行わせる</u> 。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、 <u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u> 。 第13条 削除	

【出典】法務省資料「拘禁刑下の矯正処遇等について」より
<https://www.moj.go.jp/content/001437235.pdf>

「懲役」と「禁錮」を廃止し、新たな刑として「拘禁刑」を創設されることを受け、介護保険被保険者証の裏面等にある表記名を変更する必要がある。

地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正により、「介護予防・生活支援サービス事業」の名称が「サービス・活動事業」に見直されたこと等を受けて、介護保険被保険者証の裏面等にある表記を変更する必要がある。

介護保険被保険者証の省令様式の見直しが行われる見込みであるため、見直しに合わせた所要の改定を行う予定です。

5. 検討論点4の概要について

- 検討論点4「給与所得控除見直しの対応」の概要は以下のとおりです。令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)における「給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)」により、今後の制度所管担当課における検討を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

令和7年度税制改正の大綱

(地方税)

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

給与所得控除（給与所得額）を用いた判定を行っている制度が該当します。

(2) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- ② その他所要の措置を講ずる。

(3) 所得税における（2）から（4）までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。
④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

6. 検討論点5の概要について(1/2)

- 検討論点5「扶養控除見直しの対応」の概要は以下のとおりです。令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)における「扶養控除の見直し(33万円を12万円に引き下げ)」により、「第2回扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議(令和6年11月27日開催)」の結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

第2回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議
議 事 次 第

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている
各種制度等に関する状況調査について

資料3

〔 令和6年11月27日(水)
(持ち 回 り 開 催) 〕

議 事

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等
を基準に用いている各種制度等に関する状況調査について

1. 調査の概要

- 扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、これらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないようにするため、影響を受ける制度・事業を把握するとともに、対応の方向性を確認する調査を、各府省庁及び地方公共団体に対して実施。
- 影響を受ける制度・事業のあった各府省・地方公共団体において、当該制度・事業について、対応方針を調査。

<具体的な対応方針>

①扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、算定方法の調整(追加で加減算)や基準額の変更等を行う

例: 住民税所得割額を活用 → 住民税所得割額 - 調整額(扶養控除の見直しによる増加分)を活用

②扶養控除の見直しの影響を受けないよう、基準を税額等を活用しない「合計所得金額」等に見直す

例: 住民税所得割額を活用 → 合計所得金額を活用 ※所得控除適用前の額

2. 結果の概要

- ・ 国 : 影響を受ける制度は57件あり、対応が必要となる全ての制度において、①追加の加減算等を行うことにより対応することを確認。
- ・ 地方 : 影響を受ける事業は11,552件あり、対応が必要となる全ての事業において、対応を行うことを確認。

【配付資料】

資料1 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について

資料2 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の
官職の指定について

資料3 扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基
準に用いている各種制度等に関する状況調査について

【出典】令和6年11月27日「第2回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」議事次第、資料3

6. 検討論点5の概要について(2/2)

(続き)

扶養控除の見直しの影響に関する調査結果の概要(国の制度)

- 扶養控除の見直しの影響を受けると見込まれる制度について、各府省庁を対象に調査を行ったところ、57件の制度が該当。
- 今後の対応の方向性について、全ての制度において、扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、追加で加減算等による調整を行う方向を確認。今後、所管府省において政省令改正や事務連絡・通知の発出等によって対応を行っていく。

<扶養控除の見直しへの対応が必要となる制度>

こども家庭庁	・・・	12件 (うち所得税関係1件、住民税関係12件)
文部科学省	・・・	8件 (うち所得税関係0件、住民税関係8件)
厚生労働省	・・・	32件 (うち所得税関係6件、住民税関係29件)
経済産業省	・・・	1件 (うち所得税関係1件、住民税関係0件)
国土交通省	・・・	4件 (うち所得税関係4件、住民税関係4件)
合計	・・・	57件 (うち所得税関係12件、住民税関係53件)

※ 所得税関係と住民税関係の合計が全体の件数を超過するのは、双方に関係する制度があるため。

※ 今後、各府省庁の更なる精査により、件数は変動することがあり得る。

今後、政省令の改正や事務連絡・通知の発出等により対応するとされています。

<加減算等による調整>

扶養控除見直し前と同じ数値が算出されるように調整を行う。

(例1) 住民税所得割額を参照する制度において、算定方法の調整により対応する場合

→算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額に市町村民税率を乗じた額を、所得割額から減じる。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の所得割額} - \text{新旧の扶養控除の差額} \times \text{市町村民税率}$$

(例2) 課税所得金額を参照する制度において、算出方法の調整により対応する場合

→算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額を、課税所得金額に追加で控除する。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の課税所得金額} - \text{新旧の扶養控除の差額}$$

2

「扶養控除の見直しへの対応が必要な国の制度一覧」に記載されている標準仕様書に係る制度は以下のとおりです。

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額介護予防サービス費相当事業
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護予防サービス費相当事業